

第6回農業委員会総会議事録

平成30年6月6日（水）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第20号から第23号)
日程第4 議事(議案第20号から第22号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (24人)

1番	稲垣 潔	2番	横山 實
3番	松山 宗則	4番	永森 薫
5番	有沢 敏博	6番	城石 美枝子
7番	砂原 仁志	8番	前田 進
9番	石庭 文男	10番	舟木 康眞
11番	帯刀 眞理子	12番	土合 正夫
13番	山本 克伸	14番	森 敏朗
15番	進藤 久司	16番	宮下 勉
17番	村上 利之	18番	山谷 孝芳
19番	佐伯 瑞穂	20番	樋上 豊
21番	明石 茂	23番	水上 幸雄
24番	齊藤 高志	25番	大垣 秀雄

欠 席 委 員 (1人)

22番 堀 正

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告第 21 号 農地等第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 22 号 農地等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 22 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局
事務局長 竹内 美樹 局長補佐 堀 修二
主 査 青木 克憲

射水市農林水産課
主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 8 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 6 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「15 番 進藤委員」「16 番 宮下委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

— 会 期 の 決 定 —

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

— 報 告 —

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

— （報告第20号の説明） —

議長（舟木会長）

報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

— （報告第21号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第21号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理に
ついて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第22号の説明) —

議長(舟木会長)

次に報告第22号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第23号の説明) —

議長(舟木会長)

次に報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第20号説明・表決） —

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は3件ございます。

【議案第20号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1番、2番、3番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— (議案第21号説明・表決) —

議長（舟木会長）

次に、議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書6ページの議案第21号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第21号を議案書をもとに朗読】

1番は駐車場用地、2番は住宅敷地としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については大垣委員より説明をお願いします。

大垣委員

議案第21号の1番について説明します。

申請人は●●市内で●●業を営んでいます。

現在、会社駐車場が不足しており、お客様駐車場は3台しかありません。

また従業員が107名おり、41台分の駐車場は確保しておりますがまだ不足しており駐車場の通路や●●用の駐車場に駐車するなど大変苦慮しております。駐車場用地を探していたところ、今回の申請地の土地所有者に承諾が

得られたため、申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほどよろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

2番については横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第21号の2番について説明します。

申請人は●●市内のアパートで妻と2人で暮らしています。

この度、子供が生まれる予定であり、子供の成長により部屋が手狭になることを考え、一戸建て住宅を建築することとしました。

申請地は保育園、小学校にも近く子供を育てる生活環境も整っています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほどよろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第21号について説明します。

1番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は駐車場用地であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は住宅敷地であります。隣接する既存敷地との一体利用であり、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第21号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第22号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第22号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第22号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第22号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第6回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時40分

その他報告事項

- ① 農業委員会視察研修会について
 - ・実施予定日 平成30年6月27日（水）～6月28日（木）
 - ・視察先 ●●方面
- ② 富山県農業施策に関する政策提案活動について
- ③ 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 7月6日（金） 午後2時から
 - ・会場 大島分庁舎大会議室
- ④ 配布資料
 - ・農業者年金制度と加入推進（平成30年度版）
 - ・のうねん（2018年5月号）
 - ・とやま農年だより
 - ・耕作放棄地解消活動事例集 Vol.10
 - ・平成30年度全国農業図書普及推進図書

議長

署名委員

署名委員

第六回農業委員会總會議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成三十年六月十一日
至 平成三十年六月二十九日